

令和 7 年 5 月 26 日
総務省統計研究研修所

ビッグデータの利活用に関する研究評議会の開催について（案）

1 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）を踏まえ、各府省、地方公共団体、民間企業等が保有するデータ等の公的統計における利活用を推進することを目的として、「ビッグデータの利活用に関する研究評議会」（以下「評議会」という。）を開催する。

2 研究事項

- (1) ビッグデータの利活用による消費動向指数の試作、検証及び改善
- (2) 人流データ等の利活用による公的統計の充実
- (3) その他各府省におけるビッグデータの利活用に向けた環境整備及び課題解決

3 構成及び運営

評議会は、総務省（統計局、政策統括官（統計制度担当）付及び統計研究研修所）並びに独立行政法人統計センターの関係課室長並びに評議員等で構成する。

また、評議会は、公開することにより構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため原則非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。

4 庶務

評議会の庶務は、総務省の統計局統計調査部及び政策統括官（統計制度担当）付並びに独立行政法人統計センターの協力を得て、総務省統計研究研修所研究部研究開発課において処理する。